

令和8年度

防災情報ネットワーク事業

データ転送設備更新工事（鏑川地区）

特別仕様書

（当初）

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総則

「令和8年度 防災情報ネットワーク事業 データ転送設備更新工事（鎭川地区）」の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）並びに「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

なお、同仕様書に対する特記及び追加事項は、本仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、防災情報ネットワーク事業により、鎭川土地改良区事務所および丹生貯水池操作所に設置されたデータ転送設備と丹生貯水池に設置された地震計ケーブルを更新するものである。

2. 工事場所

群馬県富岡市富岡地内	鎭川土地改良区事務所
群馬県富岡市下丹生地内	丹生貯水池操作所

3. 工事概要

本工事は、防災情報ネットワークデータ転送設備の更新工事であり、その概要は次のとおりである。

（1）データ転送設備更新（鎭川土地改良区事務所）

1）データ転送サーバ更新工	1 台
2）小容量無停電電源装置更新工	1 台
3）ルータ更新工	1 台
4）高速避雷器更新工	1 台
5）絶縁トランス更新工	1 台
6）試運転調整	1 式

（2）データ転送設備更新（丹生貯水池操作所）

1）データ転送サーバ更新工	1 台
2）ルータ更新工	1 台
3）試運転調整	1 式

（3）地震計ケーブル更新工（丹生貯水池）

1 式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

本工事は、第2章3. 工事概要に示す機器の設計、製作、輸送、撤去、据付、試運転調整及び操作説明までの一切とする。

第3章 施工条件

1. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1「工期通知書」により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事は積算上の工期としている261日間よりも短い期間

を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年3月10日（工事完了期限日）まで

工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。なお、低入札価格調査等により、上記工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕工期は適用しない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は、次のとおりとする。

(1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

(2) 現場作業日数の工事期間には休日等12日／月を見込んでいる。

(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。)

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、祝日、大型連休（4月30日～5月8日）、夏季休暇（8月13日～8月15日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章1－1－13に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す関連業務の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

(1) 令和8年度 防災情報ネットワーク事業 観測機器等点検・保守業務

(予定工期：令和8年7月～令和9年3月)

2. 既設機器との接続条件

本工事で既設機器等に接続する内容は、次のとおりである。

(1) 既設機器からの電源接続は、嫡川土地改良区事務所においては図面に示す積算電力計収納盤内の積算電力計の二次側配線から、丹生貯水池操作所においては図面に示す既設小容量無停電電源装置の二次側配線から、AC100V、50Hzの接続とする。

(2) 本システムと既設水管理制御設備とのデータ受渡しの基本条件は以下に示すとおりである。

①ネットワーク

LANネットワークとする。

②通信プロトコル

通信プロトコルはTCP/IPとする。

③アプリケーションプロトコル

独自方式、FTP、SMB等とする。

④送信タイミング

計測データ	正 10 分間隔
S V データ	正 10 分間隔

3. 第三者に対する措置

(1) 現場進入路

丹生貯水池への進入路（幅員 2.3m）は図面に示すとおりであり、現場への進入時以外の使用（駐車等）は行わないこととする。また、工事実施中に周辺地域等への影響を考え、良好な状態を維持するように努めるものとする。既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

(2) 関係機関との協議

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 35 条に基づく占有協議等は発注者で実施中であり、契約までに同意を得る予定である。工事実施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は監督職員と打合せのうえ、受注者が行わなければならない。

4. 関係機関との調整

受注者は施工に必要な日程調整、現場養生について、監督員及び施設管理者（鵜川土地改良区及び甘楽多野用水土地改良区）と必要な調整を行わなければならない。

5. 地震計ケーブル更新（丹生貯水池）

丹生貯水池に設置している基礎岩盤部地震検出器から丹生貯水池ゲート操作室までの計装用ケーブルの更新は概略の仕様及び数量であり、現地精査の上、変更協議を考えている。また、施工に必要な仮設工も変更協議の対象とする。

第 5 章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第 1 章 1-1-8 に示す実施仕様書、計算書及び詳細図の提出は工事の始期から 30 日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から 7 日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第 6 章 情報セキュリティの確保

1. 情報セキュリティポリシーの遵守

(1) 受注者は、発注者から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成 27 年農林水産省訓令第 4 号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本工事に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本工事に関する影響分析を行うこと。

(2) 受注者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。

(3) 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

2. 工事の実施における情報セキュリティの確保

2－1．受注者は、本工事の実施に当たって、以下の措置を講ずること。

- (1) 本工事を実施する上で知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもとより契約終了後においても、第三者に開示し、又は本工事以外の目的で利用しないこと。
- (2) 本工事に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
- (3) 本工事に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本工事实施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。
- (4) 本工事において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報（複製を含む。以下同じ。）を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
- (5) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。）を受け入れること。また、発注者からの要求があった場合は、受注者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
- (6) 本工事において、発注者が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
- (7) 本工事において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、発注者に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げる。なお、これらに要する費用の全ては受注者が負担すること。

2－2．受注者は、契約期間を通じて以下の措置を講ずること。

- (1) 情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、以下に掲げる措置を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、実施が不十分の場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
 - ア 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
 - イ 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
 - ウ ログの取得・監視
 - エ 情報を取り扱う機器等の物理的保護
 - オ 情報を取り扱う要員への周知と統制
 - カ セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
 - キ 取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
 - ク セキュリティ対策の検証・評価・見直し
- (2) 本工事における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
- (3) 本工事において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに本工事の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施すること。
- (4) 私物（本工事の従事者個人の所有物等、受注者管理外のものをいう。）の機器等を本業務に用いないこと。
- (5) 本工事において取り扱う情報が不要となった場合、発注者の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を発注者に書面で報告すること。
- (6) 再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を発注者へ提供すること。

2－3．受注者は、契約期間の終了に際して以下の措置を講ずること。

- (1) 本業務の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことを書面等により報告すること。
- (2) 成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果（確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等）を成果物等に記載又は添付すること。
- (3) 本工事において取り扱われた情報を、発注者の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を発注者に書面で報告すること。

2-4. 受注者は、情報セキュリティの観点から仕様書で求める要件以外に必要な措置がある場合には、発注者に報告し、協議の上、対策を講ずること。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、鎭川土地改良区事務所及び丹生貯水池敷地内である。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等の返還に当たっては、監督職員の指示に基づき必要な措置を講じた後、確認を受けなければならない。

なお、発注者が地権者に返還する際には立会しなければならない。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

(1) 資 料 名

- ①令和元年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 利根調管内 防災情報ネットワーク接続工事(鎭川地区)報告書
- ②防災情報ネットワーク データ転送プログラム
- ③防災情報ネットワーク データ転送プログラムインストール及び 設定手順書
- ④防災情報ネットワークCSV作成手順書及びCSVコード表

(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所 利根川水系土地改良調査管理事務所

(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）、通信回線使用料金は、発注者において負担する。

なお、試運転調整の実施にあたっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

試運転調整とは、現地（水管理システム）から発信された地震計等の観測値データが、データ転送装置を経由して防災情報ネットワークで閲覧できることを確認するため、対向試験を行うことである。なお、試運転調整完了時、監督職員から試運転調整結果の確認を受けるものとする。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書、第8章第1項に示す貸与資料及び第11章第2項に示す機器仕様等について照査し、機器の調達を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作が容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 環境条件

機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない

項 目	機器区分	
	中央・現場管理所機器	被管理所機器
温 度	5～40℃ [10～35℃]	0～40℃
相対湿度	30～80% [40～80%]	30～80% ※結露のないこと

(注) 1) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。

2) 中央管理所機器における[]の値は、データ転送サーバ、ルータ等の装置などの汎用品を対象とする。

3) 被管理所とは、丹生貯水池操作所である。

(2) その他条件

- 1) 受電地点における電気 AC100V、50Hz
- 2) 準拠基準 共通仕様書（施）第12章 12-1-2、水管理制御設備標準機器仕様書及び水管理制御方式技術指針（計画設計編）による。
- 3) 情報転送項目 別表-1「管理項目（情報転送項目）表」のとおりとする。
- 4) システム構成図 別添図面の「システムブロック図」のとおりとする。
- 5) 伝送路回線構成 伝送路回線及び対向方式は次のとおり予定しているが、詳細については監督職員より別途指示する。

データ転送

伝送区間	伝送路種別	伝送速度	対向方式
鎭川地区 鎭川土地改良区事務所 ～ 防災情報ネットワークシステム	光回線	100Mbps	1 : 1
鎭川地区 丹生貯水池操作所 ～ 防災情報ネットワークシステム	光回線	100Mbps	1 : 1

3. システム機能

本工事における防災情報ネットワークデータ転送システム全体処理機能は次のとおりである。

(1) データ転送システムの概要

既設設備で取り扱われている水文情報や施設の運用状況等を防災情報ネットワークシステムへ送信するため、更新するデータ転送サーバを経由し、インターネット網を利用してCSV形式データを防災情報ネットワークシステムへ転送する。

既設データ転送サーバにおいて計測データをCSV形式ファイル変換及び並び替え等を行うプログラムがすでに作成されている。また、防災情報ネットワークシステムへのデータ転送プログラムは発注者が貸与するものとし、受注者が本工事でデータ転送装置にインストールするものとする。なお、別表-1「管理項目（情報転送項目）表」には記載のない既設の水管理データは、転送対象外とする。

(2) CSV変換及び並び替え機能（プログラムの作成）

データ転送サーバで受信した、別表－１「管理項目（情報転送項目）表」に記載のあるデータについて、貸与する「防災情報ネットワークＣＳＶ作成手順書」及び「ＣＳＶコード表」のルールに基づき、ＣＳＶ形式ファイルに変換、並び替え及び所定のフォーマットへ項目の割り当てを行う。ＣＳＶファイルは、「最新データ（計測値）」「ＳＶデータ（状態監視）」の２ファイルを作成する。

なお、既設データ転送サーバのソフトウェアは、「共和電業株式会社」が所有している。

(３) データ受信機能の追加

受注者は、データ転送サーバにおいて上記（１）の出力データを受信する機能を追加する。

(４) 時刻管理

受注者は、既設設備から基準時刻を取得し、データ転送サーバにおいて時刻同期管理を行う。なお、公開 NTP サーバから基準時刻と取得する際は監督職員と協議するものとする。

(５) ＣＳＶファイル

データ転送サーバに送信されるＣＳＶファイルは、「最新データ（計測値）」「ＳＶデータ（状態監視）」の２ファイルである。

(６) データ格納機能

受注者は、データ転送サーバにおいて所定のフォルダに、上記（５）の最新データＣＳＶファイルを格納する機能を追加する。

(７) データ確認機能

受注者は、データ転送サーバにおいて、上記（２）～（５）についてデータ確認するため、ディスプレイで表示確認する機能を追加する（ファイルを確認可能で開くことが可能な環境）。なお、データベース化及びバックアップ機能は不要とする。

(８) データ転送プログラムのインストール及びネットワーク設定

１) データ転送プログラムのインストール

貸与する「データ転送プログラム」を貸与する「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に従いインストールすることにより、データ転送機能を実装する。

２) データ転送プログラムのネットワーク設定

貸与する「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に基づき、稼働確認を実施する。

第 11 章 構造及び製作

１．一般構造

- (１) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。
- (２) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。
- (３) 本設備は、共通仕様書（施）第 13 章「水管理制御設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

２．機器仕様

以下の機器仕様は、標準的な仕様を示したものである。

(１) データ転送サーバ

データ転送サーバは、既設水管理設備から観測情報を防災情報ネットワークシステムに転送を行うサーバ装置であり、機器構成及び機器仕様を以下に示す。

1) 構成

番号	品名	員数	標準機能	付加機能	備考
1	サーバ装置	1 台			PC サーバ
－ 1	本体	1	○		
－ 2	ディスプレイ	1	○		既設利用
－ 3	キーボード・マウス	1	○		既設利用
－ 4	基本ソフトウェア (OS)	1	○		
－ 5	ソフトウェア等	1		○	

2) 機器仕様

番号	項目	要求仕様	備考
1	構造	(a) 鎚川土地改良区事務所 タワー型または横置き型 (幅 600mm×奥行 600mm×高さ 700mm のラックに収容可能なもの) (b) 丹生貯水池操作所 ラック式 (幅 600mm×奥行 600mm×高さ 200mm のラックに収容可能なもの)	
2	プロセッサ	・ Intel 社 core i3-4330 (3.50GHz, 2コア) 相当以上の CPU を 1 個以上搭載していること。 ・ 増設による拡張が可能であること。 ・ x64 命令セット対応 ・ NX と DEP のサポート ・ CMPXCHG16b、LAHF/SAHF、および PrefetchW のサポート ・ 第 2 レベルのアドレス変換 (EPT または NPT) のサポート	
3	メモリ	・ 2GB 以上実装していること。 ・ 増設による拡張が可能なこと。 ・ ECC (誤り訂正符号) 型または同様のテクノロジー	
4	内蔵ハードディスク	・ 物理容量が 250GB 以上ある SATA ディスク (7,200rpm 以上) を 2 個以上搭載 (実行容量: 250GB 以上) していること。 ・ 増設による拡張が可能なこと。 ・ RAID コントローラで RAID1 構成とすること。 ・ ホットプラグに対応し、システムを停止せずにディスクを交換できること。	
5	インタフェース	・ USB2.0 以上のポート 4 個以上備えること。 ・ 1000BASE-T/100BASE-TX ポートを 1 個以上有していること。	

番号	項目	要求仕様	備考
6	電源	・小容量無停電電源装置と接続し、電源供給を受けることができること。 ・CSCI Silver 基準適合及び 80PLUS SILVER 以上に準拠し、省電力に配慮した効率的な電源機能であること。 ・電源は AC100V (50/60Hz) 環境で利用できること。	
7	光学ドライブ	・DVD-ROM 及び CD-ROM の読み込みに対応していること。	
8	記憶域コントローラとディスク領域の要件	PCI Express アーキテクチャの仕様に準拠している記憶域アダプターを搭載すること。	
9	ネットワークアダプターの要件	・ギガビット以上の処理能力があるイーサネット アダプター ・PCI Express アーキテクチャの仕様への準拠 ・Preboot Execution Environment (PXE) のサポート	

3) ソフトウェア等

番号	項目	要求仕様
1	OS	(a) Windows Server 2025 Standard (b) 必要なライセンス及びメディアキットを用意すること。
2	ウィルス対策	(a) ウィルス、スパイウェア等をリアルタイムでブロックできること。 (b) ウィルス、スパイウェア対策（検知、駆除）を自動で行うこと。 (c) ウィルス、スパイウェア対策の定義ファイルを自動、又は手動でアップデートできること。 (d) サーバ内のファイルに対する改竄等のブロック及びアラート通知ができること。
3	小容量無停電電源装置管理	(a) 指定した条件でシステムを自動的にシャットダウンできること。 (b) スケジュール運転や小容量無停電電源装置の状態監視、ネットワーク経由での監視と制御などの機能を提供していること。 (c) 設定等のインターフェースは、Web ブラウザ、又は専用画面を使用して行えること。 (d) ネットワーク通信（TCP/IP）による接続が可能なこと。

4) その他ソフトウェア

番号	項目	要求仕様
1	ウィルスチェック	ウィルス対策、スパイウェア対策
2	共有 DISK の設定	貸与する「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に記載されているディレクトリ構成に従って共有 DISK の設定を行う。
3	データ転送プログラム	貸与する「データ転送プログラム」のインストールを実行し、貸与する「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に基づき防災情報ネットワークシステムとの通信設定を行う。

(2) 小容量無停電電源装置

1) 概要

小容量無停電電源装置は、商用電源のもつ各種の外乱（瞬時停電、電圧変動、周波数変動、波形歪、高周波ノイズなど）を吸収し、無停電で安定した電力（定電圧、定周波数）を供給するものである。

2) 構成

本機器は整流部、インバータ部、蓄電池部等により構成する。

3) 機器仕様

番号	項目	要求仕様	備考
1	基本機能	・瞬断に対応できること ・停電時に、接続されている機器の自動シャットダウンをする機能を有すること。 ・自動シャットダウンの際に、機器の停止順序を制御する機能を有すること。 ・電源障害等の記録をログに保持できること。 ・常時インバータ給電方式であること。 ・ブラウザを経由して小容量無停電電源装置の電源状態（入力電圧、出力電圧、バッテリー電圧、周波数及び負荷率など）を表示可能なこと。 ・停電時には、接続されるサーバ構成にて全ての機器に 10 分以上電力を供給できるように必要数用意すること。バッテリーの減衰により、10 分より短くなることが想定される場合は、適時にバッテリーを交換して 10 分以上を維持することが可能であること。 ・正常にシステム停止を可能とする順序設定が可能なこと。 ・必要な場合、ソフトウェアを必要数用意し、インストールすること。 ・SNMP でネットワーク制御可能なこと。	
2	インタフェース	・SNMP 通信が可能なポートを 1 個以上有すること。	

(3) ルータ

ルータは、複数のネットワークを接続し、相互にデータのやりとりができるようにするものである。本書で記載するルータについては中央管理所内部 LAN とインターネット側の間に配置し、ルーティングを行う機能を受け持つ。

1) 構成

番号	品名	員数	標準機能	付加機能	備考
1	ルータ	1 台			
－ 1	本体	1	○		
－ 2	外部インタフェース	1		○	
－ 3	LAN インタフェース	1		○	
－ 4	ファイアウォール機能			○	

2) 機器仕様

番号	項目	要求仕様	備考
1	対応回線及びサービス網	・ FTTH（光ファイバー）、IP-VPN 網、広域イーサネット網に対応可能なこと。	
2	LAN 側インタフェース	・ 1 ポート以上有すること。 ・ 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応し、ストレート/クロスの自動判別が行えること。	
3	LAN スイッチ機能 (スイッチング HUB)	・ LAN スイッチ機能（スイッチング HUB）有し、4 ポート以上接続可能なこと。 ・ LAN 分割（ポートベース VLAN）が行えること。	
4	スループット	・ 最大 200Mbit/s 以上であること。	
5	VPN スループット	・ 最大 80Mbit/s 以上であること。	
6	ルーティング対象プロトコル	・ RIP、RIP2、OSPF、BGP4 に対応していること。	
7	経路エントリー数	・ 2,000 以上であること。	
8	WAN プロトコル	・ PPPoE に対応していること。	
9	管理プロトコル	・ SNMP に対応していること。	
10	認証機能	・ PAP/CHAP に対応していること。	
11	VPN 機能	・ IPsec の機能を有すること。 ・ VPN 対地数が 10 以上可能なこと。	
12	閉域サービス用機能	・ タグ VLAN に対応可能なこと。	
13	セキュリティ機能	・ ポリシーフィルタ（ポリシー最大数：128、セッション最大数：4,096）、入力遮断フィルタ、不正アクセス検知（32 種類）、URL フィルタリング機能（外部データベース参照型・内部データベース参照型）、IDS（不正アクセス検知）メール通知機能、Winny フィルタ機能、DHCP 端末認証機能、フィルタ設定検証、VPN 設定検証、パスワード強度チェック機能を有すること。	
14	アドレス変換機能	・ NAT、IP マスカレード、静的 NAT、静的 IP マスカレード、DMZ ホスト機能、PPTP パススルー（複数セッション）、IPsec パススルー（1 セッション）、FTP 対応、traceroute 対応、ping 対応、IP マスカレード変換セッション数制限に対応可能なこと。	
15	NAT セッション数	・ 4,096 以上であること。	
16	ルータ機能	・ DHCP サーバ、DHCP クライアント、DHCP リレーエージェント、DNS リカーシブサーバ、DNS サーバ選択機能、CIDR、PROXY ARP、NTP クライアント機能を有すること。	

番号	項目	要求仕様	備考
		・ LAN セカンダリアドレス設定、フィルタ型ルーティング、マルチホーミング、スケジューリング機能、UPnP 対応、SIP-NAT 対応、LOOPBACK / NULL インタフェース、SNTP サーバ機能、生存通知機能を有すること。	
17	ログ機能	・ ログを取得でき、外部メモリ等に出力可能なこと。	
18	設定手段	・ シリアル、TELNET（多重）、WEB ブラウザ（GUI）、TFTP によるダウンロード/アップロード可、SSH サーバ機能、USB メモリによる設定、コマンドによる HTTP リビジョンアップにより、設定が可能なこと。	
19	電源	・ 小容量無停電電源装置と接続し、電源供給を受けることができること。 ・ 省電力に配慮した効率的な電源機能であること。 ・ 電源は AC100V（50/60Hz）環境で利用できること。	

（４）高速避雷器

番号	項目	要求仕様
1	最大連続使用電圧	単相 2 線（1φ2W）：AC110V
2	公称放電電流	10kA（Class II）
3	最大放電電流	20kA（Class II）
4	電圧防護レベル	700V 以下

（５）絶縁トランス

番号	項目	要求仕様
1	定 格	連続
2	入力・出力電源	①相 数 単相 2 線 ②電 圧 100V±10V
3	周 波 数	50Hz
4	変 圧 比	1:1 又は 2:1

第 12 章 ソフトウェア

1. 一般事項

（１）OS

本工事における基本ソフト（OS）は、リアルタイム OS（UNIX、Linux、Windows）とする。

2. ソフトウェアの著作権

本工事で取扱うソフトウェアに関する著作権の帰属については、次のとおりとする。

（１）新規に開発したソフトウェア

ソフトウェアの著作権については、受注者に帰属するものとするが、発注者がソフトウェアを使用するため必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

（２）発注者又は受注者が従前から有していたソフトウェア

ソフトウェアの著作権は、それぞれ発注者又は受注者に帰属する。この場合、受注者は発注者に対し当該ソフトウェアについて、発注者が対象ソフトウェアを使用するための必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

第13章 据付

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その経費については、別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第8節から第13節及び第13章第10節によるものとし、特記及び追加事項は、次によるものとする。

2. データ転送設備

(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。

(2) 機器類の据付は、既設のサーバ収納ラック内とし、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、本工事で更新する機器の荷重等を考慮の上、法令・基準等に準拠した耐震性を確認し、監督職員の承諾を受けるものとする。

また、耐震クラスは日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」に示すSクラス以上とする。

(3) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。

また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

3. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記を考えているが、仕様及び規格の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

1) 電線

計装ケーブル（KPEV）、0.5sq-20P（19mm）

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。

据付材料名	提出資料
電線	カタログ等

4. 工事現場発生材

本工事の施工に伴い発生する機器類の撤去品（現場発生材）は「資源有効利用促進法」に基づき適切に処分を行うものとし、処分した証明書等を監督職員に提出するものとする。なお、同法の適用外の機器がある場合は監督職員と協議するものとする。

また、同法に基づく処分に費用が発生する場合は監督職員と協議するものとする。

丹生貯水池において撤去した地震計ケーブルについては、売却処理する予定があるため、工事場所において発注者に引き渡すとともに、共通仕様書（施）第1章1-1-24に基づき工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

5. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

第 14 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。

ア 主任技術者

- ① 1 級又は 2 級電気通信工事施工管理技士
- ② 技術士（電気電子部門、総合技術監理部門（電気電子））の資格を有する者
- ③ 電気通信主任技術者（資格取得後、5 年以上の電気通信工事の実務経験を有する者）
- ④ 登録電気工事基幹技能者
- ⑤ 指定学科を卒業後に (A) 高等学校（旧制実業高校を含む。）5 年以上、(B) 高等専門学校（旧制専門学校を含む。）3 年以上又は (C) 大学（旧制大学を含む。）3 年以上の電気通信工事の実務経験を有する者
- ⑥ 10 年以上の電気通信工事の実務経験を有する者

イ 監理技術者

- ① 1 級電気通信工事施工管理技士
- ② 技術士（電気電子部門、総合技術監理部門（電気電子））の資格を有する者
- ③ 主任技術者資格に加え、元請として請負金額が 4,500 万円以上の電気通信工事で 2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者
ただし、監理技術者資格証を平成 16 年 3 月 1 日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」、「施設機械工事等施工管理基準」、共通仕様書（土）及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」とい

う。)は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別紙の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、「Microsoft Teams」である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第15章 条件変更の補足説明

1. 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。
 - (1) 現場状況等により構造及び工法を変更する必要がある場合
 - (2) 既設利用品等の更新の必要がある場合
 - (3) 本工事の施工に伴い発生する機器類の撤去品の処分方法に変更があった場合、又は処分に要する費用が発生した場合

- (4) 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
- (5) 第14章4に示す遠隔確認に使用する機器等の費用が必要になった場合
- (6) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (7) 関連工事との調整に係るもの
- (8) 不可抗力によるもの
- (9) 法・基準の改正によるもの
- (10) 丹生貯水池の地震計ケーブル更新について、協議により仕様・規格、数量、必要な仮設工が確定した場合
- (11) その他本仕様書に定めないもの

第16章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第17章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-28及び第1章1-1-30に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副2部

2. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開

催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員が協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（土）様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

4. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に１部を備え付けなければならない。

5. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。

なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日}^{※1} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{※2}$$

※2 補正係数：1.2

7. 施工箇所が点在する工事の適用

(1) 本工事は、施工箇所（鎚川土地改良区事務所、丹生貯水池）が点在する工事であり、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。

また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

8. 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

9. 週休2日による履行実績取組証明書の発行

(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※(注)のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

(4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

第18章 定めなき事項

(1) 契約書、設計図面及び本特別仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

(2) この特別仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和 8 年度

防災情報ネットワーク事業

データ転送設備更新工事

鐫川地区
管理項目（情報転送項目）表

関東農政局

利根川水系土地改良調査管理事務所

鐫川地区(丹生貯水池)

[illegible]

鐫川地区(大塩貯水池)

[illegible]

鐫川地区(竹沼貯水池)

[illegible]

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目 的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適 用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5 年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10 年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

9 特別仕様書（記載例）

項 目	記 載 例
1. 特別仕様書	第〇章 施工管理 （〇）工事現場等における遠隔確認について 1）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 2）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。 3）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、〇〇〇〇である。 4）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

(別記様式。)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所長
香山 泰久 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

契約の締結までに提出すること。
契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。